

(一) 滿洲實業開發株式會社定款

E-2083

0275



E.H.S. 0.64

滿洲重工業開發株式會社定款

第一章 總 則

第一條 本會社は滿洲重工業開發株式會社と稱し、康德四年勅令第四百六十號滿洲重工業開發株式會社管理法に依る政府の監督を受けるものとする

第二條 本會社は滿洲國內に於ける左に掲ぐる事業に投資し其の經營の指導に當るを以て目的とする

一 鐵鋼業

二 輕金屬工業

三 自動車製造業

四 航空機製造業

五 石炭礦業

本會社は前項の事業の外滿洲國內に於ける金、亜鉛、鉛、銅其の他の礦業及經濟部大臣の認可を受けたる内外諸事業に對し

外務省

IMT 11 2

滿洲重工業開發株式會社定款

外務省

IMT 11 1

第二章 株式

第六條 本會社の資本は之を壹千參百五十拾萬株に分ち壹株の金額を日本國通貨五十拾圓とす

第七條 本會社の株式は之を參種に分ち政府所有の株式四百五十拾萬株を甲種とし、政府以外の者の所有する様式中四百五十拾萬株を乙種四百五十拾萬株を丙種とす

丙種株式は議決權を有せざるものとす

第八條 甲種株式の拂込金總額は乙種株式の拂込金總額と等額とす

第九條 本會社の株式は總て記名式とし、甲種株式の株式は四百五十拾萬株の壹種、乙種及丙種株式の株式は各壹拾萬株、拾株券、五拾株券及百株券の四種とす

第十條 本會社の毎營業年度の決算に於て株主に配當し得べき利益金は丙種株式に對し其の拂込金額に對し年六分の割合に達す

外務省

IMT 11.

4

投資することを得

本會社は前二項の事業を目的とする會社の設立の發起人となり又は關係會社に對し資金の融通及其の債務の保證を爲すことを得

第三條 本會社の資本の額は日本國通貨六億七千五百萬圓とす

第四條 本會社は本店を新京特別市に、支社を日本國東京都に置き又理事會の決定を経て必要の地に事務所又は出張所を設くることを得

第五條 本會社の公告は政府公報に掲げて之を爲す

外務省

IMT 11

3

る迄は甲種及乙種株式に優先して配當を爲す
 前項に依り丙種株式に對し配當を爲したる殘餘の利益金は甲種及乙種株式の各拂込金額に對し甲種株式年參分、乙種株式年六分の割合に達する迄は甲種株式に對し壹、乙種株式に對し貳の割合に依り配當を爲し、殘餘は甲種株式に對し年五分、乙種及丙種株式に對し各年零割の割合に達する迄は甲種株式に對し壹、乙種及丙種株式に對し各貳の割合に依り配當す
 前二項に依り配當を爲したる殘餘の利益金は甲種、乙種及丙種株式に對し各拂込金額に應じ同率に之を配當す

IMT 11

5

第十一條 本會社解散の場合に於ける殘餘財産は丙種株式に對し其の拂込金額に達する迄甲種及乙種株式に優先して分配し、殘餘は其の價額か甲種及乙種株式の拂込金額の壹倍半に相當する金額に達する迄甲種株式に對し壹、乙種株式に對し貳の割合に依り分配し、殘餘は甲種、乙種及丙種株式に對し各拂込金額に應じ同率に之を分配す

第十二條 株金の拂込を滞りたる株主は其の拂込期日の翌日より拂込當日に至る迄延滞金額百圓に付壹日日本國通貨參錢の割合を以て遅延利子を支拂ふものとす

第十三條 本會社の議決權ある株式は滿洲國及日本國兩國民又は兩國の法令の何れかに依り設立したる法人にして其の議決權の過半數か兩國の國民又は法人に屬するもの以外の者に譲渡することを得す

第十四條 株券の裏書に依る株式の譲渡に因り名義の書換を請求

外 務 省

IMT 11

6

する場合、本會社所定の請求書に被裏書人記名捺印し之に裏書及被裏書人の記名ある株券を添附し本會社に提出すへし
 株券の裏書に依らざる株式の譲渡に因り名義の書換を請求する場合、本會社所定の請求書に當事者双方記名捺印し之に裏面に譲受人の記名ある株券を添附し本會社に提出すへし
 譲渡以外の事由に因り株式名義の書換を請求する場合は本會社所定の請求書に取得者記名捺印し之に其の移轉の事實を證すべき書類及裏面に取得者の記名ある株券を添附し本會社に提出すへし

前三項の請求ありたるときは本會社は株主名簿に法定の事項を登録し且株券に代表者證印し之を請求者に還付す
 名義書換手数料は株券壹通に付日本國通貨拾錢とす

外務省

INT 11

7

第十五條 質權設定の登録を請求する場合は本會社所定の請求書に當事者双方記名捺印し之に株券を添附し本會社に提出すべし
 前項の請求ありたるときは本會社は株主名簿に質權者の氏名及住所を登録し且株券に其の氏名を記載して代表者證印し之を請求者に還付す

質權設定の登録抹消を請求する場合は本會社所定の請求書に質權設定者記名捺印し之に株券及質權消滅の事實を證するに足るべき書類を添附し本會社に提出すべし
 前項の請求ありたるときは本會社は株主名簿及株券の質權者の氏名及住所を抹消し且株券に代表者證印し之を請求者に還付す

質權設定の登録又は抹消の手数は株券賣通に付日本國通貨拾錢とす

第十五條の二 株主又は質權者にして其の氏名、法定代理人若は

外務省

INT 11

8

代表者を變更したる場合は本會社所定の請求書に記名捺印し之に株券を添附し本會社に提出すべし、法定代理人又は代表者の氏名變更の場合亦同じ。

前項の請求ありたるときは本會社は株主名簿及株券の表示を變更し且株券に代表者證印し之を請求者に還付す。

前項の手数料は株券壹通に付日本國通貨は拾錢とす。

株主質權者又は其の法定代理人若は代表者の住所變更ありたる場合は株主又は質權者は本會社所定の様式に依り株主名簿の表示變更の請求を爲すべし。

第十六條 株券の分割、併合、汚損其の他の事由に因り新株券との引換を請求する者は其の事由を明記したる本會社所定の請求書に株券を添附し本會社に提出すべし。

株券引換の手数は新株壹通に付日本國通貨五拾錢とす。

外務省

IMT 11

9



第十七條 株主は其の意思に依らずして株券を喪失したる場合に於ては公示催告の手續を完了し除權判決を得たることに依り株券の再發行を請求することを得。

前項の請求を爲さんとする場合は本會社所定の請求書に公示催告の手續を完了し除權判決を得たる事實を認するに足るべき書類を添附し本會社に提出すべし。

株券の再發行手数料は日本國通貨五拾錢とす。

第十八條 本會社は毎年五月拾六日及拾零月拾六日より各其の翌月開催の定時株主總會終了の日迄株式の名義書換、質權設定の登録及抹消を停止す。

前項の外必要と認むるときは豫め公告の上一定期間株式の名義書換、質權設定の登録及抹消を停止す。

第十九條 株主、質權者又は其の法定代理人若は代表者は本會社所定の様式に依り其の住所、氏名の記載ある印鑑を本會社に届

外務省

IMT 11

10

第三章 株主總會

第二十條 株主總會は定時總會及臨時總會の二種とし、定時總會は毎年六月及拾貳月、臨時總會は必要に應じ本店所在地又は日本國東京都に之を招集す

第二十一條 株主總會の日時及場所は總裁之を定め會日より拾日前に各株主に對し招集の通知を發す

但し會日より貳週間前に總會を開くべき旨及會議の目的たる事項を公告して株主總會招集通知に代ふることを得

第二十二條 總會の議長は總裁之に任ず、總裁事故あるときは副總裁の責人之に任じ、總裁副總裁共に事故あるときは理事中の責人之に任ず

第二十三條 總會の議事に付可否同數なるときは議長の決する所に依る

第二十四條 株主は代理人をして議決權を行はしむる事を得但し

外務省

IMT 11

12

け置くべし、其の變更ありたるとき亦同し
株主、質權者又は其の法定代理人若は代表者にして滿洲國又は日本國以外の國に居住する時は豫め兩國内の何れかに假住所又は代理人を定めて本會社に届け置くべし、其の變更ありたるとき亦同し

外務省

IMT 11

11

第四章 役員

第二十六條 本會社に總裁一人、副總裁貳人、理事五人以上及監事參人以上を置く

總裁は理事中より統務理事五名以内及常務理事若干名を選定す

第二十七條 總裁は本會社を代表し其の業務を綜理す

總裁事故あるときは副總裁の一人其の職務を行ふ

副總裁及理事は總裁を輔佐し本會社の業務を掌理す

監事は本會社の業務を監査す

第二十八條 總裁及副總裁は政府之を任命し理事及監事は株主總會に於て之を選任す

總裁、副總裁及理事の任期は參年、監事の任期は貳年とす

第二十九條 總裁、副總裁及常務に従事する理事他の業務に従事せんとするときは經濟部大臣の許可を受くるものとす

外務省

IMT 11

14

代理人は本會社の株主又は役員に限る

前項の代理人は其の代理權を證明するに足る書面を本會社に提出すへし但し本會社に於て其の代理權ある事實明かなる場合は此の限に在らず

第二十五條 總會の議事録を作り之に議事の經過の要領及其の結果を記載し議長、出席したる副總裁、理事及監事並に株主壹名以上記名捺印し本會社に保存す

外務省

IMT 11

13

第三十條 總裁及副總裁の報酬及手當の額は政府之を定め理事及監事の報酬及手當の額は株主總會に於て之を定め經濟部大臣の承認を受けるものとす

第三十一條 總裁、副總裁及理事會を組織し本會社の重要な業務に關する事項を審議す

理事會の議事は總裁之を決す

第三十二條 監事は理事會に出席して意見を陳述することを得

第三十三條 監事は株主總會に提出せんとする書類を調査し株主總會に其の意見を報告することを要す

第三十四條 本會社に相談役を置くことを得

第五章 計算

第三十五條 本會社の營業年度は拾壹月貳拾六日より五月貳拾五日迄及五月貳拾六日より拾壹月貳拾五日迄とし各其の末日を以て決算期日とす。

第三十六條 總裁は營業年度毎に財産目録、貸借對照表、營業報告書、損益計算書及利益金處分に關する議案を作成し監事の意見書を添へ定時株主總會に提出して其の承認を受くべし

第三十七號 每營業年度に於ける本會社の純益金は當該營業年度に於ける總益金より總損金を控除したる殘額とし之に前期繰越金を加へ左の通り處分す

一 法定積立金	純益金の五分
一 別途積立金	若干
一 株主配當金	若干
一 役員賞與金	若干

一、後期越繰金

若干

第三十八條 株主配當金は各定時株主總會終了後毎年五月貳拾六日及拾壹月貳拾六日現在の株主に之を拂渡すものとす
前項の配當金は其の決議を爲したる株主總會終結の日より滿五年内に支拂の請求なきときは本會社の所得に歸す

第六章 附則

第三十九條 本會社の株主名簿及滿洲國外に於て募集する社債の社債原簿は之を東京支社に備へ置くものとす。

第四十條 康徳十一年勅令第百七十六號會社に關する時局特例第七條第二項の規定に基く司法部大臣指定事項に付ては特主總會の決議に依らざることを得

本書、内容正確ナルコトヲ證明ス

昭和三年七月一日

外務省管理而經濟部大陸課長鈴木政勝

務
省

IMT 11

17